

物部川土地改良区連合「統合堰等」管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、物部川土地改良区連合（以下、「連合」という。）が行う物部川統合堰（以下、「頭首工」という。）及び水路の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理施設)

第2条 管理する施設は次のとおりとする。

1. 頭首工

2. 水路

(イ) 統合幹線（取入口から野市第3分水点まで）

(ロ) 下井幹線（野市第3分水点から吉原分水口（香南市野市町上岡字宮ノ前2507-1番地地先）まで）

(ハ) サイフォン（野市第3分水点からサイフォン出口まで）

(ニ) 南国幹線（サイフォン出口から南国市物部字東天満983-1番地地先まで）

(管理体制)

第3条 管理体制を次のとおりとする。

1. 管理責任者

(1) 頭首工等の管理にあたり、管理責任者（以下、「管理者」という。）を置く。

(2) 管理者は、河川法（以下、「法」という。）及びこれに基づく命令並びに、この規程の定めるところにより、頭首工及び水路の管理を管理委員と緊密な連絡のうえ、誠実に行わなければならない。

2. 管理委員

(1) 管理委員（以下、「委員」という。）は、連合を組織する6土地改良区毎に1名選出する。

(2) 委員は、各土地改良区で管理する水路における必要水量の確保・調整並びに洪水等の緊急事態において、適時、管理者と連絡をとり適切な措置を講ずるものとする。

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、杉田ダムの洪水吐ゲート開放時並びに頭首工の水位が標高30.90m以上であることをいう。

また「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、水系の全部又は一部の地域を対象として

下記に掲げる間をいう。

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発令されたときから、洪水時に至るまでの間
- (2) 洪水が発生する恐れが大きいと認められたときから洪水時に至るまでの間
- (3) 洪水時の解除から大雨警報及び洪水警報が解除され、若しくは切り替えられ、かつ洪水が発生する恐れが少ないと認められるに至るまでの間

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の地域を対象として下記に掲げる間をいう。

- (1) 大雨注意報又は洪水注意報が発令されたときから、洪水警戒時に至るまでの間
- (2) 洪水が発生する恐れがあると認められたときから洪水警戒時に至るまでの間
- (3) 洪水警戒時の解除から大雨注意報及び洪水注意報が解除され、かつ洪水が発生する恐れがないと認められるに至るまでの間

(放流)

第7条 この規程において「放流」とは、頭首工の上流側に貯留した流水を「土砂吐ゲート」を操作することにより下流側に放水することをいう。

第2章 頭首工の管理

第1節 取水の方法

(取水位)

第8条 取水時の頭首工地点における河川水位（以下、「頭首工の水位」という。）は、標高29.625mを基準とする。

(水位の基準)

第9条 頭首工の水位は、取り入れ水門に取り付けた水位標の示度によるものとする。

(計画取水量)

第10条 頭首工地点における期間別の計画取水量は、次に示すとおりとする。

期間	3月21日 ～7月31日	8月1日 ～9月30日	10月1日 ～11月30日	12月1日 ～3月20日
取水量				
計画取水量	6.89 m ³ /s	5.15 m ³ /s	3.11 m ³ /s	2.98 m ³ /s

(取水)

第11条 管理者は、気象、物部川の流況及び受益地内のかんがい状況等を充分把握し、前条に示す期間別の計画取水量の範囲内で必要な水量を取水するものとする。

(取水ゲートの操作)

第12条 取水ゲートの操作は平時の頭首工の水位及び取水量、並びに洪水等の緊急事態に応じて開度を調節するものとする。

(取水量の測定)

第13条 取水量の測定は送水路側壁に取り付けた量水標の示度によるものとする。

第2節 放流の方法等

(頭首工から放流できる場合)

第14条 頭首工の土砂吐ゲートからの放流は、次の各号に該当する場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 頭首工の点検又は整備のため、必要があるとき。
- (2) 頭首工の上流側に土砂が堆積して、その排除を必要とするとき。
- (3) 頭首工水位が標高30.90mを越えて以後増水するとき。
- (4) その他、管理者が必要と認めたとき。

(土砂吐ゲートの操作)

第15条 頭首工の土砂吐きゲートを構成する2つのゲートはそれぞれ、西側ゲート（以下、「第1号土砂吐ゲート」）、東側ゲート（以下、「第2号土砂吐ゲート」という。

- 2 前条の規定により放流する場合においては、頭首工下流の水位の急激な変動を生じないように土砂吐ゲートを操作しなければならない。
- 3 前条第2号に規定する場合においては、第1号土砂吐ゲートを開放して水位を30.90m以下に保つものとするが、更に増水するときは、第2号土砂吐ゲートを開き放流するものとする。
- 4 前項の規程による操作後、頭首工の水位が標高30.80mに減じた際には、減水に応じて前項と逆の手順により土砂吐ゲートを閉じるものとする。

(魚道)

第16条 頭首工附帯魚道は常時、自然流下させるものとする。

- 2 ただし、頭首工の点検又は整備のために必要があるとき又はその他、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。

第3章 洪水に対する措置

(予備警戒時における措置)

第17条 管理者は、予備警戒時においては次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 洪水時において、頭首工及び水路を適切に管理するための要員を確保すること。
- (2) 頭首工及び水路の管理に必要な機械器具及び資材の点検整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(洪水警戒時における措置)

第18条 管理者は、洪水警戒時においては前条第1号から第3号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 常に物部川流量及び水位に注意し、第12条及び第15条第3項の規定によるゲート操作に万全を期すること。
- (2) その他、頭首工及び水路の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第19条 管理者は、洪水時においては前条に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 頭首工及び水路に関する異常な状態を早期に発見することに努めること。
- (2) 頭首工及び水路に関する異常かつ重大な発見がされたときは、直ちに関係機関に通知すること。

第4章 その他

(管理日誌)

第20条 管理者は管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) かんがい用水取水量
- (2) ゲート操作の時刻及び開度
- (3) 点検及び整備に関する事項
- (4) 分水量の適否、過不足に対する措置事項
- (5) その他全般の管理に関する事項

- 2 管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告

しなければならない。

(施設等の点検)

第21条 管理者は委員と連携し、頭首工及び水路全般の機能及び管理上必要とする機械器具並びに資材について、定期的に点検を行わなければならない。

2 管理者は、洪水、台風、地震等の異常気象の発生後、速やかに頭首工及び水路の点検を行い、異常な状態の早期発見に努めるものとする。

(水路の清掃)

第22条 水路は、毎年3月1日より5日間取水を停止して清掃し、通水能力を保持するものとする。ただし、その期間については必要により連合の理事会において変更できるものとする。

(規程の改正)

第23条 この規程は、連合の理事会の議決により改正することができるものとする。

(細則)

第24条 この規程に定めるもののほか、頭首工等の管理に必要な細則は理事長が別に定めるものとする。

附則（平成19年2月19日）

この規程は、河川法第23条及び第24条の許可（統合堰）の日から施行する。

附則（平成30年2月20日）

この規程は、河川法第23条及び第24条の許可（統合堰）の日から施行する。